

2. 各出張所等 別

＜弟子屈出張所 管内＞

弟子屈出張所管内 目 次

| | | |
|---------------------------------------|-------|----|
| 【Ⅰ はじめに】 | ----- | 3 |
| 【Ⅱ 道路施設編】 | ----- | 6 |
| 1. 道路の維持管理実施計画 | ----- | 7 |
| (1)道路管理一覧 | ----- | 7 |
| (2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」 | ----- | 8 |
| (3)パトロール地区区分図他 | ----- | 10 |
| 【Ⅳ 河川施設編】 | ----- | 12 |
| 1. 河川の維持管理実施計画 | ----- | |
| (1)道管理河川一覧 | ----- | 13 |
| (2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」 | ----- | 14 |
| (3)治水系パトロール実施区間他 | ----- | 18 |
| 【Ⅴ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】 | ----- | 20 |
| 1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画 | ----- | 21 |
| (1)砂防関係施設一覧 | ----- | 21 |
| (2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」 | ----- | 22 |
| 【Ⅵ 資料編】 | ----- | 24 |
| 1. 管内関係機関 | ----- | 25 |
| 2. 水防等資材保管一覧表 | ----- | 26 |

I はじめに

【はじめに】

(1) 弟子屈出張所管内の概況

当管内は、北海道東部に位置しており、昭和9年指定の「阿寒国立公園」(平成29年 阿寒摩周国立公園に名称変更)、昭和62年指定の「釧路湿原国立公園」の2つの国立公園を有しています。北部には、摩周ブルーといわれる透明度の高い摩周湖、またカルデラ湖として日本最大の面積を有する屈斜路湖があり、この屈斜路湖を源流とする釧路川が管内の中央部を縦貫しています。また、太平洋に至る南側には、丹頂鶴、エゾシカなどが生息する多様な生物空間を有する釧路湿原が広がっているなど、自然環境に恵まれた地域です。

管内面積は、1,874km²、その内、約1/3の627km²が国立公園です。管内面積は、大阪府1,905km²、また、香川県1,877km²とほぼ同じであり、弟子屈町と標茶町の2町からなっています。管内人口は、13,640人(住基ネット：令和5年(2023年)12月31日)です。

気候は、冷涼で降雪量は比較的少ないため土壌の凍結度が著しい状況があります。北部内陸地帯(川湯・弟子屈)は、太平洋側の釧路よりも、むしろ北見、網走地方の気象に類似しています。

産業は、温泉、及び豊かな自然環境を生かした観光産業、また、酪農業を主とした第一次産業が主体です。良質の温泉として人気の「源泉100%かけ流し宣言」をしている川湯温泉街、また近年は自然環境や歴史文化などを保全、維持するための配慮を行うエコツーリズムなども盛んになっています。酪農業では、日本の食糧基地を担う規模と内容があり、酪農経営の近代化と合理化が進められ、集約型の管理情報システムの導入、乳肉複合経営の推進、市場消費動向調査など様々な取り組みが行われています。

出張所が管理する道路・河川等の現況は、道路の管理延長が16路線、205km(主要道道5路線116km、一般道道11路線90km)、河川管理延長が191km(釧路川水系21河川)、砂防施設が1箇所(弟子屈町跡佐登)となっています。

(2) 所管区域

弟子屈町・標茶町

(3)管内図



(4)管理状況

○道路

| | 路線数 | 延長km |
|------|-----|-------|
| 主要道道 | 5 | 115.7 |
| 一般道道 | 11 | 89.7 |
| 合計 | 16 | 205.4 |

○河川

| | 河川数 | 管理延長km |
|-------|-----|--------|
| 釧路川水系 | 21 | 191.3 |

○砂防

| 砂防指定地 | | | | | |
|-------|---------|--|--|--|--|
| 箇所数 | 面積 (ha) | | | | |
| 1 | 0.75 | | | | |

Ⅱ 道路施設編

1. 道路の維持管理実施計画

(1) 道路管理一覧

(令和6年度(2024年度)釧路建設管理部・弟子屈出張所)

| 区分 | 路線番号 | 路線名 | 主な街路名(愛称等) | 管理延長 | 夏期パトロール延長 | 備考 | |
|-----|------|------------|------------|------|-----------|-------|--|
| 主要道 | 13 | 中標津標茶線 | | 21.2 | 21.2 | | |
| | 14 | 厚岸標茶線 | | 22.0 | 22.0 | | |
| | 52 | 屈斜路摩周湖畔線 | | 40.2 | 40.2 | | |
| | 53 | 釧路鶴居弟子屈線 | | 22.5 | 22.5 | | |
| | 102 | 網走川湯線 | | 9.8 | 9.8 | | |
| | | 小計 | N=5路線 | | 115.7 | 115.7 | |
| 一般道 | 221 | 塘路厚岸線 | | 18.0 | 18.0 | | |
| | 243 | 阿寒標茶線 | | 17.7 | 17.7 | | |
| | 422 | 川湯停車場線 | | 0.2 | 0.2 | | |
| | 424 | 磯分内停車場線 | | 0.2 | 0.2 | | |
| | 588 | 屈斜路津別線 | | 8.2 | 8.2 | | |
| | 717 | 札友内弟子屈停車場線 | | 4.9 | 4.9 | | |
| | 885 | 養老牛虹別線 | | 8.5 | 8.5 | | |
| | 959 | シラルト口湖線 | | 2.4 | 2.4 | | |
| | 1040 | 弟子屈熊牛原野線 | | 12.1 | 12.1 | | |
| | 1052 | クチヨ口原野線 | | 7.4 | 7.4 | | |
| | 1060 | クチヨ口原野塘路線 | | 10.1 | 10.1 | | |
| | | 小計 | N=11路線 | | 89.7 | 89.7 | |
| | | 合計 | N=16路線 | | 205.4 | 205.4 | |

※延長の単位はkm。令和5年4月1日現在の数値。出張所合計値はm単位の取りまとめ値により、合計とは合わない
 主な街路名とは地元協議等により呼び名が一般化している路線を記載(愛称をカッコ書き)

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度（2024年度）実施計画」（釧路建設管理部 弟子屈出張所管内）

道路パトロール業務（通常、定期、夜間、異常時）により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道 路】

| 管理区分 | 区 分 | 内 容 | 維持管理水準 | R5年度（2023年度）実施計画 | 地域の特記事項等 | 備考 | 参考資料 図面表示 |
|-------------|----------------------------------|--------------------|--|---|----------|----|-----------------|
| 予防管理型 | 施設補修 (橋梁補修) | 橋梁補修 | 破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施 | 道路パトロール（定期）、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。 | | | |
| | | 橋梁塗装 | 部分的な“われ”や“はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施 | 道路パトロール（定期）、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。 | | | |
| | 施設補修 (トンネル等補修) | トンネル等補修 | 点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施 | 道路パトロール（定期）、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。 | | | |
| 予防管理型、対症管理型 | 施設補修 (道路附属物 (小規模附属物)補修・更新) | 道路附属物(小規模附属物)補修・更新 | 定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施 | 道路パトロール（定期）、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。 | | | |
| 対症管理型 | 施設補修 (路面等補修) | 舗装補修 (パッチング) | 局所的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車両に支障が生じる場合に実施 | 道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。 | | | |
| | | 路面補修 (オーバーレイ) | わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車両に支障が生じる又は生じる危険性が有る場合に、路面状況に応じて実施 | 道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。 | | | |
| | | 路面整正（砂利道） | 融雪後、走行車両に支障が生じる場合に実施します。その他、降雨等によりわだち掘れや穴ぼこ等が生じる場合に実施 | 道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。 | | | 砂利道区間及び事前通行規制区間 |
| | | 崩土除去、倒木処理、路肩法面補修 | 局所的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応 | 道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。 | | | |
| | 施設補修 (工作物補修) | 排水施設補修 | 破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施 | 道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。 | | | |
| | | 交通安全施設補修 | 破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施 | 道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を補修。また、照明の球切れ等は道路パトロール（夜間）結果に基づき実施。 | | | |
| | 施設補修 (区画線) | 区画線設置 | 路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は審先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替えます。また、その他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施 | 道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。 | | | |

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度（2024年度）実施計画」（釧路建設管理部 弟子屈出張所管内）

道路パトロール業務（通常、定期、夜間、異常時）により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道 路】

| 管理区分 | 区 分 | 内 容 | 維持管理水準 | R5年度（2023年度）実施計画 | 地域の特記事項等 | 備考 | 参考資料 図面表示 |
|-------|----------------|----------------|--|----------------------------|--|-------------------------------|--------------|
| 日常管理型 | 機能回復 （除草） | 草刈り | 交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理 | 道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。 | クチヨロ原野塘路線道路路肩等において、希少種であるカラフトイバラが生息しているため、生息区間内では、誤って刈らない様に配慮する。 | | 草刈図 |
| | | 伐開 | 沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去 | 道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。 | | | |
| 日常管理型 | 機能回復 （清掃） | 路面清掃 | 春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施 | 道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。 | | 路面状況により＝散水車+路面清掃車又は散水車（路面清掃車） | 路面清掃図 |
| | | 法面等清掃 | 春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施します。その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施 | 道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。 | | | |
| | | 排水施設清掃 | 土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施 | 道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。 | | | |
| | 機能回復 （植栽管理） | 樹木剪定 | 標識等が見えにくくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施 | 道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。 | | | |
| | | 冬囲い | 道内観光のイメージアップに寄与する沿道の中低木は、雪害から樹木の育成を守るため、状況に応じて実施 | 積雪時期迄に対象木をムシロ・縄等で囲う。 | | | |
| 必要経費 | 施設維持 | 機械購入修理費 | 管理車両の更新修理のための必要経費 | 路面清掃車、草刈り機械などの修理 | | | |
| | | 車庫等整備 | 管理車両の車庫等更新修理のための必要経費 | 管内の車庫等の雨漏り補修他 | | | |
| | | 道路付属施設等経費 | 照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話料金、通信料金等 | 照明の節電対象路線拡大を検討 | | | |
| | 施設維持 （道路付属） | 道路付属施設の保守点検・補修 | 気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施 | 委託業務により保守点検を実施 | | | |

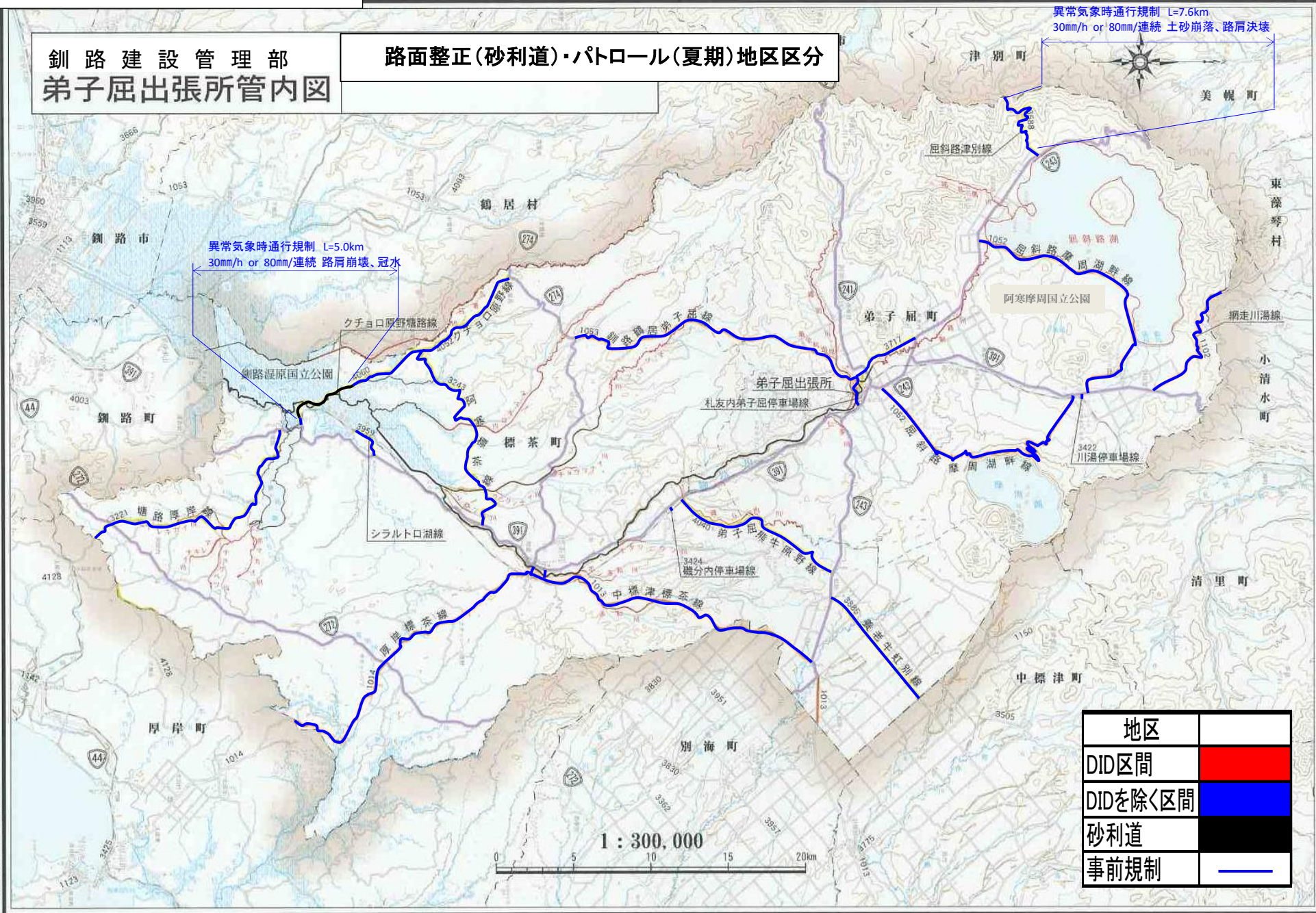
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を複製したものである。(承認番号 R5国地情複第468号)

釧路建設管理部
弟子屈出張所管内図

路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分

異常気象時通行規制 L=7.6km
30mm/h or 80mm/連続 土砂崩落、路肩決壊

異常気象時通行規制 L=5.0km
30mm/h or 80mm/連続 路肩崩壊、冠水



| | |
|----------|---|
| 地区 | |
| DID区間 | ■ |
| DIDを除く区間 | ■ |
| 砂利道 | ■ |
| 事前規制 | — |

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を複製したものである。(承認番号 R5国地情複第468号)

釧路建設管理部
弟子屈出張所管内図

草刈・清掃地区区分図



| 地区 | 清掃水準 | 草刈り水準 | 凡 例 |
|---------------|---|---|--------|
| 市街地 | 春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、市街地では年3回程度、山地を除く郊外地では年2回程度を目安に実施。 | 交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理。 | 国 道 |
| 郊外地 | | | 道 道 |
| 山地 | | | 道 道 |
| 公園界(阿寒国立公園) | | | 指定区域 |
| 公園界(釧路湿原国立公園) | | | 定区間外区域 |